とができる。

- 2 開放燃焼式の石油ストーブであつて強制通気形のものについての新省令別表第一の 九.石油ストーブの項の技術上の基準の欄十二(三)の規定の適用については、この 省令の施行の日から九月間は、同欄十二(三)中「安全に使用する上で必要となる使 用上の注意事項の表示」とあるのは、「不完全燃焼通知機能及び再点火防止機能を有 する場合にはその旨の表示又は不完全燃焼通知機能及び再点火防止機能を有 しない場 合にはその旨及び充分に換気をしないと死亡事故に至るおそれがある旨の表示、及び 安全に使用する上で必要となる使用上の注意事項の表示」と読み替えるものとする。
- 第四条 届出事業者は、開放燃焼式のストーブであつて気密油タンクを有するものを製造し、又は輸入する場合においては、この省令の施行の日から九月間は、新省令別表第一の九. 石油ストーブの項の技術上の基準の欄十一(一)の規定は、適用しないことができる。
- 2 開放燃焼式のストーブであつて気密油タンクを有するものについての新省令別表第 一の九.石油ストーブの項の技術上の基準の欄十二(三)の規定の適用については、 この省令の施行の日から九月間は、同欄十二(三)中「安全に使用する上で必要とな る使用上の注意事項の表示」とあるのは、「給油時消火装置を有する場合にはその旨 の表示又は給油時消火装置を有しない場合にはその旨及び給油時に消火をしないと火 災に至るおそれがある旨の表示、及び安全に使用する上で必要となる使用上の注意事 項の表示」と読み替えるものとする。

## 附 則 〔平成二十二年五月十二日経済産業省令第二十四号〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年五月十九日から施行する。

(経過措置)

第二条 届出事業者は、家庭用の圧力なべ及び圧力がま又は乗車用へルメットを製造し、 又は輸入する場合においては、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日ま での間は、この省令による改正後の経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関す る省令別表第一の3. 家庭用の圧力なべ及び圧力がまの項及び4. 乗車用へルメット の項の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

## 附 則 〔平成二十二年十二月一日経済産業省令第六十号〕

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年十二月二十七日から施行する。ただし、第二十三条 第三号の次に一号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前にこの省令の規定による改正前の経済産業省関係特定製品の